

1 市町村合併の定義

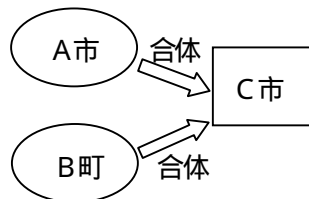
「市町村合併」とは、地方自治法第7条に規定される「市町村の廃置分合」の一形態で、市町村の合併の特例に関する法律（以下「合併特例法」という。）第2条第1項の規定においては、「2以上の市町村の区域の全部又は一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うもの」と定義されています。

2 合併の形態

市町村の廃置分合の形態である合体、編入、分割、分立のうち、少なくとも1つ以上の市町村の数が減少する合体及び編入の形態をいい、次の2つに分類されます。

新設合併

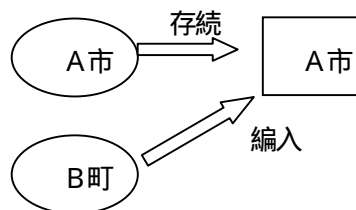
新設合併とは、例えばA市とB町を廃止して、C市を設置するような場合をいい、この場合は、A市及びB町の法人格が消滅するとともに、新しい法人格のC市の発生が伴うもので、一般的に「対等合併」ともいいます。



- ・一般的には、規模がほぼ同等の市町村が合併する場合や、多くの市町村が一度に合併するような場合に、新設合併の方式がとられることが多いようです。
- ・すべての合併関係市町村の条例・規則等が失効するため、調整に相当の時間が必要となります。
- ・一般的には、合併関係市町村の住民の理解が得られやすいと思われます。

編入合併

編入合併とは、例えばB町を廃止してその区域をA市に編入するような場合をいい、この場合は、編入する市町村であるA市の法人格はそのまま存続し、編入される市町村であるB町の法人格が消滅するもので、一般的に「吸収合併」ともいいます。



- ・一般的には、規模が相当に異なる市町村が合併する場合には、編入合併方式がとられることが多いようです。
- ・基本的に、編入する市町村の条例・規則等が継承されるため、比較的短期間に調整が可能となります。
- ・一般的には、合併関係市町村の住民の理解が得られにくい場合が多いと思われます。

○ 1市2町の人口・世帯・面積

項 目		観音寺市	大野原町	豊 浜 町	合 計
国勢調査(H12)	人 口	44,755	12,799	9,001	66,555
	世 帯	14,948	3,497	2,948	21,393
面 積 (k m ²)		49.09	51.66	16.69	117.44

人口は、平成 12 年国勢調査の数値。

3 新設合併と編入合併の比較

新設合併と編入合併では、法人格の発生・消滅の形態が異なるため、様々な面で取扱いが異なります。

「新設合併と編入合併の比較」を参照

新設合併と編入合併の比較

区 分 項目		新設合併（対等合併）	編入合併（吸収合併）
定 義		2以上の市町村の区域の全部又は一部をもって市町村を置くことで市町村の数の減少を伴うもの。	市町村の区域の全部又は一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うもの。
法 人 格		合併関係市町村の法人格は消滅し、新しい法人格（新市）が発生する。	編入する市町村の法人格はそのまま継続し、編入される市町村の法人格は消滅する。
合併市町村の名称		新たに名称を制定することとなる。	通常は、編入をする市町村の名称となる。
事 務 所 の 位 置		新たに決定することとなる。	通常は、編入する市町村の事務所の位置となる。
特 別 職 の 職 員		合併関係市町村の特別職の職員は全員失職し、合併後の市町村長は市町村設置の日から 50 日以内に選挙を行い、その他の特別職の職員は新たに選任する。	編入をする市町村の特別職の職員の身分は変わらず、編入される市町村の特別所の職員は合併と同時に失職する。
議 会 の 議 員	原 則	合併関係市町村の全議員が失職し、市町村設置の日から 50 日以内に、法定定数の範囲内で協議により定めた定数により選挙を行う。	編入をする市町村の議員は在任し、編入される市町村の議員は身分を失う（合併後の議員定数が増加する場合は、増員選挙を行う）。
	特 例	次のいずれかによることができる。 設置選挙において、法定定数の 2 倍までを定数とする特例定数により選挙を行うことができる。 合併関係市町村の議会の議員で、合併後の市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、最長 2 年間引き続き在任することができる。	次のいずれかによることができる。 増員選挙及びこれに続く最初の一般選挙においては、編入合併の特例定数とすることができる（増加分は、編入される市町村ごとに選挙区を設け、配分する。） 編入される市町村の議会の議員で、合併後の市町村の議会議員の被選挙権を有することとなる者は、編入する市町村の議会の議員の残任期間だけ引き続き在任することができる。この場合、さらに最初の一般選挙において、編入合併の場合の定数特例によることができる。
農 業 委 員 会 の 委 員	原 則	合併関係市町村の委員はすべて失職し、合併後、選挙による委員は市町村設置の日から 50 日以内に選挙し、選任による委員は速やかに選任する。	編入する市町村の委員は在任し、編入される市町村の委員はすべて失職する。
	特 例	合併関係市町村の選挙による委員は、合併後の市町村の農業委員会の被選挙権を有することとなる者は 10 人～80 人の範囲内で、最長 1 年間引き続き在任することができる。 合併後の市町村の面積又は農地面積により 2 以上の農業委員会を置くことができる場合がある。	される市町村の選挙による委員は、合併後の市町村の農業委員会の被選挙権を有することとなる者は 40 人の範囲内で、編入をする市町村の委員の残任期間だけ引き続き在任することができる。 合併後の市町村の面積又は農地面積により 2 以上の農業委員会を置くことができる場合がある。
一 般 職 の 職 員		合併関係市町村の職員は全て失職し、合併後の市町村の職員として身分が引き継がれる。	編入される市町村の職員は全て失職し、編入する市町村の職員として身分が引き継がれる。
条 例 ・ 規 則		合併関係市町村の条例・規則はすべて失効する（新たに制定する。）	編入する市町村の条例を適用する（合併に伴い必要な改正を行う。）

（注）合併関係市町村のうち、その区域の一部のみが合併後の市町村の区域となる市町村（以下「当該市町村」という。）については、法人格が消滅しないため、特別職及び一般職の職員は失職せず、条例・規則も失効しない。ただし、議会の議員及び農業委員会の委員のうち選挙による委員は、当該市町村における被選挙権を失うこととなる場合は失職する。